

報告第6号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月5日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔平成30年3月30日
条例 第19号〕

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する
免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が
適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。